

陳述書

2024 年 7 月 9 日 原告 近藤ユリ

本日は福岡高等裁判所にて陳述の機会をいただきありがとうございます。

2023 年 12 月 6 日に福岡地方裁判所におきまして、原告敗訴の判決を得ましたが、提訴した時の思いを新たにしつつ、高裁の裁判官の方々にぜひ現在の私の心境をお伝えしたいと考えて本日お話をさせていただくことにいたしました。

提訴以来、さまざまな観点から国籍法 11 条 1 項の問題点について述べてきましたが、本日は法律論ではなく、私自身が現在どのような思いを抱いているかについて、お話いたします。

1. まず第一に、世界的な潮流としては圧倒的多数（約 80 パーセント）の国連加盟国が他国の国籍を取得した自国民の元の国籍を剥奪しない（少なくとも一時的に重国籍を容認する）国籍法に法改正してきているという情勢をもう一度ご確認いただければ、長期的観点からおよび国際競争力や日本国における社会発展のために、必ず近い将来、日本も国会による法改正または裁判による違憲判断により国籍法 11 条 1 項のみが厳格に「自己の志望により他国の国籍を取得した日本国民」たちから彼らの人権を踏みにじる形で強制的に日本国籍を剥奪するという現状を改変せざるを得なくなるであろうということをご理解いただけるものと信じます。
2. 国籍法 11 条 1 項が適用される日本国民たちが、国籍法 14 条適用者が国籍選択の機会を与えられている事実と比較すると、政府の主張にもかかわらず、福岡地裁の判決が「...国籍法に同法 11 条 1 項のような内容の定めを設けるにあたり、その者の意思をできる限り尊重すべきことは、憲法 13 条の規定等の精神に照らして、考慮要因の一つとなり得るものと解される。」（当裁判における 2023 年 12 月 6 日判決要旨 2 ページ、2 行目から 4 行目）と主張するにもかかわらず、十分な国籍選択意思の尊重が真の意味で与えられておらず、日本国民としての人権を蹂躪された状態にあるという事実がお分かりいただけると信じます。

私自身もこれまでの 77 年余りの人生において、2004 年に米国に帰化した時も含めて「日本国籍を離脱したい」と意思表示をしたことも意思決定をしたこともありません。日本国民として基本的人権を与えられ生まれ生きてきたはずが、突然自己の意思に全く関係なく、一方的に日本国籍を奪われてしまったのです。日本国民であれば、死刑に値するような重罪を犯した場合でも、国民としての権利に基づいて裁判を受ける権利があり、問題となる犯罪が確定するまでは、無罪と仮定されるのが原則ですが、国籍法 11 条 1 項は、なんらの法的手続き（裁判や自己の意思の確認など）を経ることもなく、「即時、かつ自動的に剥奪」というのが実施の原則となっているのです。当裁判の過程（地裁）において、日本政府は国籍法 11 条 1 項が適用される者たちの数を把握しまたは個別的に識別することは不可能であると認めつつも、上記のような原則を無理やりに

徹底実施しようとしています。私は日本国籍者であったわけですが、日本に居住する重罪犯が与えられているほどの人権も保障されていなかったことになります。国籍を喪失するということは、日本国における生存権を剥奪されるということだからです。

提訴以来、現在に至るまで、毎週少なくとも2、3通のメールが、私と同様に「自己の志望により他国の国籍を取得」したことを理由に国籍法11条1項が適用され日本の国籍を剥奪された方々から寄せられ、それぞれ悲痛な思いを伝えてきます。それらの方々の大半が他国の国籍を取得したことをひた隠しにし、その事実を世間特に日本国政府に知られることを恐れて生きています。また多くの方々がそれぞれのキャリアが一段落し、退職し、故国日本に戻りたいと希望していますが、国籍法11条1項、またその実質的实施の様相を最近になって知り、「どのようにすれば故国日本に戻り余生を送ることができるか」について悩み私に相談を寄せて来られます。

最近目立って増えているのが、国籍法11条1項が適用されるとは知らずに未成年の子の代理人として行った手続きが、外国籍の志望取得であるとされてしまい、日本の国籍法11条1項が適用されて我が子の日本国籍が剥奪されてしまったという、親御さんからの相談です。「子どもの自己決定の権利を、知らずに蹂躪する結果となって、後悔しようもない。悲しく悔しく、腸（はらわた）が煮えくり返るような思いであり、日本人であることを誇りにしている子どもに対して、日本国籍を剥奪されてしまったということをいまだ伝える勇氣もない」というようなコメントが寄せられています。

このような悲痛な訴えを見聞きする度に、なぜ日本国は私自身も含めて悲しく悔しい思いをしている日本人たちを無視して「単一国籍の原則を尊重するため」という理想を理由に、実際には国籍法14条も厳格には適用されず国籍選択をしない重国籍者の数の方が圧倒的に多いのが現状であるにもかかわらず、国籍法11条1項に限定して何故このような「日本国籍者を減らそうとしている」かのような法律の実施を死守しようとしているのか、理解に苦しみます。私自身の弁護士としての体験を振り返ってみても、米国政府は、「米国籍を離脱したい」と明確に意思表示している米国国籍者に対して、在外領事館員などを動員して、個別的に対面によるインタビューなどを介して、複数回「本当に米国籍を離脱したいのか？一度離脱すれば米国籍に戻ることはできないことを認識しているのか？」と念入りに質問し明確な回答を記録しない限り、米国民の国籍離脱を許さないという原則を徹底しています。「国際的テロリストのリスト」に載るような者でもない限り自動的剥奪などという乱暴な手順で一方的に米国籍を奪うというような場面はあり得ません。他国の国籍を取得することは、テロリストになったことを意味するような極端に反社会的な行動なのでしょう。なぜ日本国民は、そのような自己の意思を確実に確認するという過程なく簡単にかつ一方的に国籍を奪われるというような、人権意識が希薄であるまたは皆無と言ってよい扱いを受けるのでしょうか？私にとってどう考えても理解できません。日本という国はどのような国なのでしょうか。

福岡高等裁判所の裁判官の皆様には、ぜひこのような国籍法 11 条 1 項の理不尽さと「単一国籍の原則を守るため」という同条項の起源と継続的实施についての正当化がすでに破綻している現状をご理解いただき、世界の変化、日本社会の内外における（日本に居住する多様な外国人コミュニティと海外に居住する日本人コミュニティの両方を含む）多様化に目を向けていただき、社会の現状に適合しない矛盾に満ちたまた破綻した法律が改正され、私を含む多くの人々の苦痛を取り除く方向での判決を下していただけるよう切にお願いいたします。